

令和4年度第9回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和4年12月12日（月）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所1階市民ホール

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中26名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	石毛 清	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	岩瀬 英行
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	石毛 昭雄	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	衣幡 実	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 な し

6 事務局出席者（4名）

事務局長	大槻 俊勝	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後4時00分開会
議 長	それではただいまより、令和4年度第9回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、おりません。農業委員会等に関する法律第

27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号4番 滑川 清一委員

議席番号5番 宮内 弘委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番について、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は台町2003番、登記簿地目畑、現況畑、地積231㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、銚子ドーバーラインを三崎から愛宕山方面に向かい旧料金所の信号を左折し、突き当りを右折し100mほど進んだら、Y字路を銚子商業高校方向に60m向かい、右折し鉄塔の奥2枚目の畑です。現在は、キャベツの作付けがされていきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、現在会社勤めで高齢であり、今後農地を使用しないので、売却することにしました。譲受人は、今後も農業を継続していくので、少しでも農地を増やし収益を上げたいとのことです。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番について、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は台町2011番、登記簿地目畑、現況畑、地積264㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、銚子中央斎場から旧清掃センターへ200m進み、十字路を右折し600m先を右折し左側です。現在はロータリー耕がされていきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、現在会社勤めで高齢であり、今後農地を使用しないので、売却することにしました。譲受人は近隣に自作地があり、今後も農業に従事していくので、少しでも農地を取得することで、収益を上げたいとのことです。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご

	審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 1 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番について、ご説明いたします。 本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。 本件の譲受人は、〇〇郡〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は宮原町 1 8 9 6 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 4 3 7 m²外 4 筆合計地積 5, 1 0 0 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に進み、宮原町クロネコヤマト運輸の交差点を左折し、踏切を渡って 5 0 m ほど進んだ左側です。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人より話があり、農業経営の縮小を考えていたので譲りたいとのことです。譲受人は近隣に自作地があり、今後も農業に従事していくので、少しでも農地を取得することで、収益を上げたいとのことです。 また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。本件は、農地法第 3 条許可申請で、農地の新規取得です。譲受人に、1 2 月 5 日調査会の際おいでいただき、会長と地区の委員 4 名で直接お話を伺いました。5 ～ 6 年前に農地法 3 条の賃借権設定により、譲受人が経営していた会社が本件の農地を借り受け、ブルーベリー 9 0 本を作付けしました。現在は、6 0 0 本とのことです。この度、会社から個人として所有権移転の申請をしました。本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありませぬ。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思います

議 長

のでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町147番1、登記簿地目田、現況田、地積1,090㎡です。申請の用途は、太陽光発電設備用地です。申請地の場所は、国道356号線芦崎町ヤックスドラッグから100mほど進み、右折し100mほど進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、雑草が茂っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽電池モジュールを168枚設置します。工期としては令和5年2月1日から令和5年4月30日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 次に順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 2
〇〇委員	それでは、順位 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町 4 4 7 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 8 0 8 m²です。申請の用途は、太陽光発電設備用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線芦崎町ヤックスドラッグを右折し 1 0 0 m ほど進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、雑草が茂っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽電池モジュールを 1 5 6 枚設置します。工期としては令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 4 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

次に順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 3

〇〇委員

それでは、順位 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、塚本町 4 2 番、登記簿地目田、現況田、地積 7 0 7 m²です。申請の用途は、太陽光発電設備用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に進みかもめ大橋西側信号の先を左折し 2 0 0 m ほど進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽電池モジュールを 1 4 6 枚設置します。工期としては令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

次に順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 4

〇〇委員	それでは、順位4番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、譲渡人は順位3番と同じですので省略します。申請の地番、地積は、塚本町109番、登記簿地目田、現況田、地積1,031㎡です。申請の用途は、太陽光発電設備用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に進みかもめ大橋西側信号から200m進み左折し、100mほど進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽電池モジュールを162枚設置します。工期としては令和5年1月11日から令和5年1月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	議案第2号順位1番から4番は、譲受人が同一事業者であり、地積を合計すると3,000㎡以上であるが、このような場合は、常設審議会の諮問にかかるのか。
事務局	1件ごとの面積が超えていないため、諮問にはかかりません。
議 長	他に、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)

議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位 1 番から 9 番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。 議案第 3 号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 9 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。 設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 5 名です。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 7 名です。 申請の地番・地積は、四日市場町 5 8 5 番登記簿地目田、現況田、地積 1, 0 2 8 m²外田 2 筆、畑 2 6 筆、合計地積 2 5, 1 0 9 m²です。 その内容ですが、順位 1 番は、新規に 5 年の賃借権を設定しようとするもので、田 2 筆、合計地積が 2, 0 5 6 m²です。順位 2 番から 4 番は、新規に 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、田 1 筆、畑 2 0 筆、合計地積が 1 5, 9 6 2 m²です。順位 5 番から 6 番は、継続して 5 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 3 筆、合計地積が 4, 8 2 1 m²です。順位 7 番から 8 番は、継続して 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 2 筆、合計地積が 9 8 8 m²です。最後に順位 9 番は売買により所有権を移転しようとするもので畑 1 筆、地積が 1, 2 8 2 m²です。以上順位 1 番から 9 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。 議案書の 5 ページから 7 ページに届出事項がございますので、ご覧くだ

さい。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和4年度第9回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後4時40分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員